

# 船橋市三者会議実施マニュアル

平成30年4月

都市計画部技術管理課

## 目 次

- 1 . 目的
- 2 . 対象工事について
- 3 . 構成員
- 4 . 開催時期
- 5 . 事前手続き
- 6 . 三者会議の開催について
- 7 . 設計変更の対応
- 8 . 実施における留意点

# 船橋市三者会議実施マニュアル

## 1. 目的

このマニュアルは、円滑な工事を実施するためには工事を受注した者（以下「施工者」という。）が、設計図書と工事現場との整合性及び設計思想を十分に把握したうえで工事を実施することが重要であることに鑑み、工事を発注した者（以下「発注者」という。）及び施工者が当該工事に関し協議をする際に、当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタント（以下「設計者」という。）が参加することにより、当該工事に係る設計の意図及び施工上の留意点を施工者に的確に伝え、もって当該工事の施工の円滑化及び品質の確保を図ることを目的とする。

## 2. 対象工事について

次の各号に掲げる事業について、発注者、施工者及び設計者による協議（以下「三者会議」という。）を実施する工事は、当該各号に定める工事とする。

- (1) 公園に関する事業 近隣公園新設工事
- (2) 道路に関する事業 擁壁工事、橋梁工事
- (3) 下水道に関する事業 幹線管渠工事
- (4) 河川に関する事業 函渠工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた工事

## 3. 構成員

三者会議は、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める者をもって組織する。

- (1) 発注者 主任監督員及び監督員
- (2) 施工者 現場代理人及び配置技術者（監理技術者又は主任技術者）
- (3) 設計者 当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタントの管理技術者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が指名し、又は承諾を得た者

## 4. 開催時期

三者会議は、施工者による設計図書の照査及び現地調査が終了し、かつ、施工計画書が提出される前に開催するものとする。

## 5. 事前手続き

三者会議は、次に掲げる手続を経てから開催するものとする。

- (1) 施工者は、工事の請負契約を締結した後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画の立案に係る疑問及び確認を要する事項等（以下「疑問等」という。）を整理し、三者会議の開催を希望する時期、照査結果及び疑問点等を発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、前号に規定する施工者からの報告があったときは、日時、場所等を調整し、三者会議に出席する者に通知するとともに、疑問点等について内容を確認し、設計に関するものについてはその旨を速やかに設計者に通知するものとする。

## 6．三者会議の開催について

三者会議は、次により開催する。

- (1) 三者会議は、施工者又は設計者があらかじめ調製した資料等により行うものとする。
- (2) 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により当該工事に関する設計の意図及び施工上の留意すべき事項を説明するとともに、疑問等に回答しなければならない。
- (3) 発注者は、三者会議における協議結果をまとめ、施工者及び設計者の承認を得なければならない。

## 7．設計変更の対応

三者会議により、工事に係る設計の変更が必要になったときは、発注者、施工者及び設計者はそれぞれの責任の範囲を明確にするものとする。

## 8．実施における留意点

工事の特記仕様書に、次の条文を記載する。

---

第 条 この工事は、三者会議実施対象工事である。

2 この工事の発注者、当該工事の受注者及び詳細設計等を実施したコンサルタントによる協議(以下「三者会議」という。)をこの工事の着手前に開催し、設計図並びに現場の整合性の確認及び設計思想の伝達を行うものとする。

3 受注者は、この工事の着手前に設計照査等を実施し、その結果を発注者に報告し、三者会議の開催を要請するものとする。

4 三者会議に関する手続きは、別に定める船橋市三者会議実施マニュアルによるものとする。

---